

消費税増税の“裏側”

“

ご存知のとおり、4月1日から消費税が5%から8%に増税されました。皆さんはこれをどのように受け止めましたか？テレビ等では消費者がメインで報道されるのをよく目にしたと思いますが、それでは、私たち消費者の生活を支えてくれる「商業者」の皆さんについてはどうでしょうか。

「商業者」、特に、私たち消費者の生活に最も密接している町内の「小売業」を営む皆さんには、増税に伴いどのような対応をしなければならなかつたのか。その知られざる“裏側”について紹介したいと思います。

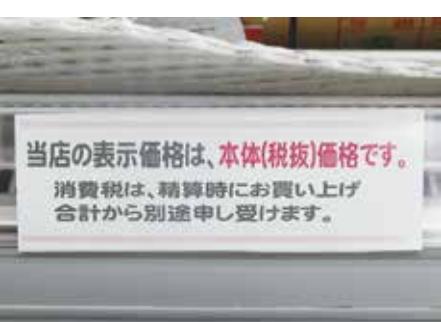
「消費税転嫁対策特別措置法」とは

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止する「消費税転嫁対策特別措置法」が、平成25年10月1日に施行されました。

この法律は、消費者に対して商品・サービスを販売する場合、あらかじめ価格を表示するときは、税込価格を表示しなければならないとして、原則は「総額表示」と定めていますが、消費者に誤認されないような表示であれば、29年3月31日までは特例として、「税抜表示」も認めています。

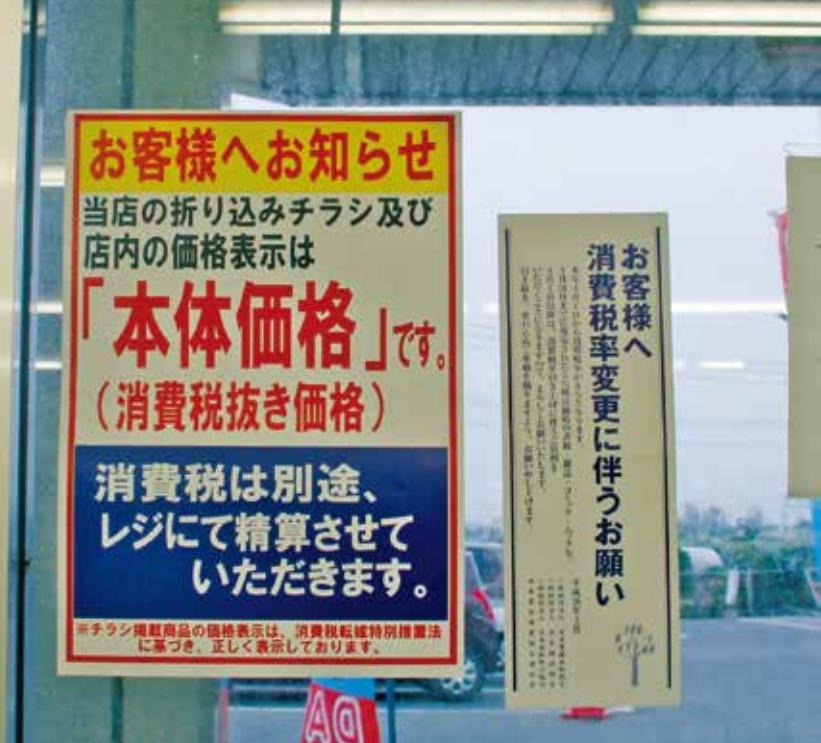
小売事業者の対応

食料品を扱うA店では、この法律に基づき、商品価格は「税抜」で表示した上で、消費者に誤認されないようにするために表示



消費者に誤認されないようにするために表示

同じく小売事業者のB店では、値札の差替えや卸元との価格の確認、（主に）地元客からの金額照会への対応に迫われました。



税は精算時に加算されることが分かるように表示しました。3月31日には、翌日の通常営業を前に、1時間早く閉店し、全従業員で値札の差替え作業を行つたりレジスターの設定変更を行つたりと、諸々の作業で深夜3時近くまでかかりました。

このA店では、3月25日以降、いわゆる「駆け込み需要」（※1）で客足が増え、主に調味料や缶詰めなど消費期限の長い商品の売れ行きが伸び

ましたが、4月に入るとその反動か、前年同期比で、客単価（一人あたりの購入額）が300円程度落ちるなどの影響がありました。

中には「便乗値上げ（※2）したんじゃないの？」と冗談を言う方もいたそうですが、その際は、目の前で電卓をたたいて説明するなど、丁寧に対応することを心がけたそうです。

同店では、「増税はお客様の生活費も上がる」と考え、生活上よく使われる精肉などを中心に、メーカーや問屋などの卸元に少しでも安く卸していただくよう交渉を行い、実際に、他店より数十円も安く販売できている商品もあります。